

平成 29 年 2 月 17 日

株主各位

株式会社武井工業所  
代表取締役 武井 厚

## 単元未満株式の買取制度に関するお知らせ

当社株式の取引は、株式を売買できる取引単位を 1,000 株単位（1 単元）とさせていただいております。

1,000 株未満（単元未満）の株式については、以下の制限があります。

- ①株主コミュニティの運営会員であるみらい証券株式会社を通しての売買ができない。
- ②株主総会で議決権を行使できない。
- ③株主優待を受けとることができない。

当社では、このようなご不便を解消するために、当社に対して単元未満株式の買取を請求できる制度を実施しております。なお、手数料は無料とさせていただいております。

単元未満株式をご所有の株主様におかれましては、是非ご検討くださいますようお願い申し上げます。

お手続きに必要な書類は、弊社管理部管理課または弊社の株主名簿管理人であります三菱 UFJ 信託銀行までお問い合わせください。

当社連絡先                    管理部管理課    0299-24-5200

（当社ホームページ <http://www.takei21.co.jp> から買取に関する書類をダウンロードいただけます。）

三菱 UFJ 信託銀行株式会社証券代行部    0120-232-711

書類提出先   〒137-8081 東京都江東区東砂 7-10-11

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

- ※ 買取価格は買取請求書が到着した日の日本証券業協会が指定したみらい証券株式会社が運営する株主コミュニティにおける最終価格を適用いたします。
- ※ 買取にはご本人確認書類が必要です。買取請求書の裏面をご確認の上、ご提出ください。

以上

ご売却

単元未満株式買取または端株買取請求書(兼株式等の譲渡に係る告知)

※裏面のご注意をお読みください。太わく内にご記入ご押印ください。

(株式等の譲渡の対価を支払する発行人)

所在地		社用欄
会社名		( )

株主名簿管理人 年 月 日

三菱UFJ信託銀行株式会社あて

私が所有する右記の株式(端株)につき、貴社の株式取扱規程(則)に定める手続きにより買取りを請求いたします。

買取代金は右記送金方法指定欄に記載の方法により支払うことを請求いたします。

請求者住所	連絡先(ご自宅)	( )
	(携帯)	( )
氏名(フリガナ)		お届出印

株主番号	
------	--

社用欄

取扱(取次)店受付印
(株式等の対価を支払する発行人の受理日付印)

※株式数のご記入がない場合はご返却させていただきます。  
※端株は小数でのご記入ください。

提出株券株式数	登録株式端株数	不所持株式数	請求合計株式端株数
株	株	株	株

※1か2のいずれかをご選択ください。  
送金方法のご指定がない場合は、ゆうちょ銀行現金払い(お支払いをする際、取引時確認のためご本人であることが特定できる資料(取引時確認資料)の提示等をお願いすることがあります。)といたします。なお、ゆうちょ銀行の口座への振込は指定できませんのでご注意ください。

送金方法指定欄(いずれかを○印で表示)	1. 銀行預金口座振込	フリガナ	銀行 信金 農協 信組 労金	支店
	金融機関番号	店番号	種目	口座番号
			1. 普通・総合 2. 当座 4. 貯蓄 9. その他	
	フリガナ	口座名義人		
	2. ゆうちょ銀行現金払い (貯金事務センターから「振替払出証書」が送付されるまで2週間程度の日数を要します。)			
印鑑照合	株主情報確認	(告知確認者が記入)		
		確認日		
		確認書類		
区分コード		確認場所の名称		

※フリガナは必ずご記入ください。

### ＜ご注意＞

1. 登録株式（株券未発行の株式、株券不所持の株式）につき、買取請求株式数が株主名簿に記載されている株式数を超過している場合は、株主名簿に記載されている株式数が適用されます。端株については、端株原簿上の数により同様のお取扱いとします。
2. 買取請求の効力は、株券（株券が発行されている場合）および本請求書が、株主名簿管理人事務取扱場所または同取次所に到着した日に生じます。
3. 買取価格は、買取請求書等が到着した日の発行会社指定の価格を適用いたします。
4. 買取価格の指定はできません。また、買取りを請求した後の取消しはできません。
5. 買取代金は買取価格が決定した日から6営業日（初日不算入）以内に発行会社所定の手数料を差し引いたうえで、本請求書によりご指定の方法でお支払い（ご送金）いたします。  
なお、ゆうちょ銀行現金払によるお支払いにつきましては、2週間程度の日数を要します。
6. 買取請求をされた株式または端株は、当社株主名簿管理人が買取代金支払いのための手続きを完了した日（上記5.のお支払予定日）に発行会社に移転します。
7. ご印鑑は発行会社（株主名簿管理人）へのお届出印をご押印ください。株券の添付がされていない株式については、印鑑が相違すると手続きができませんのでご注意ください。

### 個人番号または法人番号記載欄

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※左詰めでご記入ください。

### ＜買取請求に伴う譲渡益課税について＞

単元未満株式について買取りを請求する場合、その譲渡所得につきましては、申告分離課税の対象となり、個人番号カード等の本人確認書類の提示が必要となります。具体的な書類は、以下のとおりです。  
なお、本人確認書類（下記ご参照）の提示がない場合には、当該告知がなかったものとして取扱います。

### 本人確認のための主な書類

#### ○個人の場合（A1）

1. 個人番号カード  
もしくは
2. 通知カード・住民票の写し（個人番号の記載のあるもの）  
・住民票の記載事項証明書（個人番号の記載のあるもの）のいずれかに加え、  
(1) 以下の写真等により本人が特定可能な住所等確認書類のうちいずれか1つ  
【写真等により本人が特定可能な住所等確認書類】  
①運転免許証②運転経歴証明書③パスポート④身体障害者手帳  
⑤精神障害者保健福祉手帳⑥療養手帳⑦在留カード  
⑧特別永住者証明書⑨戦傷病者手帳  
⑩その他官公署から発行または発給された本人の写真の表示のある書類で、  
個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る）  
(2) 以下の写真の表示のない本人が特定可能な書類のうち2種類  
①国民健康保険の被保険者証②健康保険の被保険者証③船員保険の被保険者証  
④後期高齢者医療の被保険者証⑤介護保険の被保険者証  
⑥健康保険日雇特別被保険者手帳⑦国家公務員共済組合の組合員証  
⑧地方公務員共済組合の組合員証⑨私立学校教職員共済制度の加入者証  
⑩国民年金手帳⑪児童扶養手当証書⑫特別児童扶養手当証書  
⑬その他官公署から発行または発給された書類で、個人識別事項の記載があるもの  
（提示時において有効なものに限る）  
(注) 住民票の写し（個人番号の記載のあるもの）または住民票の記載事項証明書  
（個人番号の記載のあるもの）（以下、住民票等という）を本人が特定可能な書類  
とする場合は、住民票等のほかに1種類

#### ○法人の場合（J1）

1. 法人番号通知書（提示の日前6ヶ月以内に作成されたもの）  
もしくは
2. 法人番号通知書（提示の日前6ヶ月より前に作成されたもの）・法人番号印刷書類  
のいずれかに加え、以下の法人確認書類のうちいずれか1つ  
【法人確認書類】  
①設立登記にかかる登記事項証明書（提示の日前6ヶ月以内に交付を受けたもの）  
②印鑑証明書（提示の日前6ヶ月以内に交付を受けたもの）  
③国税・地方税の領収証書（領収日付の押印または発行年月日の記載があるもので、  
その日が提示の日前6ヶ月以内のもの）  
④国税・地方税の納税証明書（領収日付の押印または発行年月日の記載があるもの  
で、その日が提示の日前6ヶ月以内のもの）  
⑤社会保険料の領収証書（領収日付の押印または発行年月日の記載があるもので、  
その日が提示の日前6ヶ月以内のもの）